

長崎県
困難な問題を抱える女性支援
及びDV対策基本計画

令和7年度～令和12年度

令和7年3月

長崎県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 県及び市町の役割	2
6 支援に関わる関係機関等	4
7 計画の推進及び進捗管理	6
第2章 本県における現状と課題	7
1 現状.....	7
2 課題	12
第3章 計画の基本的事項	14
1 基本理念	14
2 基本的な考え方	14
3 基本目標	14
4 成果指標	14
5 施策体系	15
第4章 施策の展開	16
1 人権の尊重と暴力を許さない県民意識の醸成	16
2 早期に相談できる環境づくり	17
3 支援対象者の意思が尊重され、安心して支援が受けられる相談支援体制の整備	17
4 緊急かつ安全な保護体制の整備	18
5 被害防止・回復のための支援	20
6 生活回復のための支援	20
7 同伴する子どもへの支援	21
8 自立に向けた支援及び自立後のフォローアップの推進	22
9 支援の中核機関の機能強化	22
10 民間団体等との連携体制の充実	23

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、売春防止法（昭和31年法律第118号）を法的根拠とし、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」の「保護更生」を目的として行われてきましたが、社会経済状況や婚姻に関する意識、家族関係等の変化に対応するための法改正は行われず、「保護更生」を目的としたまま、対象者を拡大する対応にとどまっていました。

また、平成13年には、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）の防止と被害者の保護を目的として制定された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が婦人保護事業の根拠法のひとつとなり、平成16年のDV防止法改正によって、都道府県に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が義務付けられました。

本県では、こうした国の動向を踏まえ、平成18年3月に「長崎県DV対策基本計画」を策定し、これまで5次にわたる改定を行いながら、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援センター（旧婦人相談所）を中心に、警察・市町等関係機関・民間団体と連携し、相談や保護、自立支援など切れ目のない支援に取り組んできました。

こうした中、女性が抱える困難な問題が複雑・多様化、かつ、複合的なものになっている状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援法」という。）へ移行する法整備が行われ、令和6年4月から施行されることになりました。女性支援法では、困難な問題を抱える女性の人権擁護、福祉の増進及び自立支援等の新たな枠組みが構築されることとなり、都道府県には、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が義務付けられました。

これらを踏まえ、本計画は、政策的な関連が強い困難な問題を抱える女性への支援並びにDV被害者への支援及びDV予防対策を一体的に推進するため、女性支援法に基づく基本計画とDV防止法に基づく基本計画を一体型で策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、女性支援法第8条第1項及びDV防止法第2条の3第1項に定める都道府県が策定する基本計画です。

また、この計画は、県政運営の指針や考え方を示す長崎県総合計画の個別計画として策定するものであり、他の個別計画である「長崎県男女共同参画基本計画」、「長崎県福祉保健総合計画」、「長崎県ケアラー支援推進計画」、「長崎県犯罪被害者等支援計画」、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」及び「長崎県人権教育・啓発基本計画」との連携を図るものとします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

ただし、法改正及び国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合等、必要に応じ見直すこととします。

4 計画の対象

この計画における支援の対象者は以下のとおりとします。

(1) 女性支援法第2条に規定する「困難な問題を抱える女性」

性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、DVや虐待、孤立・孤独など、家庭の状況や地域の関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性あるいはそのおそれのある女性をいい、年齢、障害の有無、国籍等を問わず支援の対象となります。

(2) DV防止法第1条第2項に規定する「配偶者からの暴力を受けた者」

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚）にある者及び元配偶者（離婚（事実婚の場合は事実上離婚したと同様の事情）前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）を含み、性別を問いません。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く）及び生活の本拠を共にしていた元交際相手（交際関係を解消する前に暴力を受け、交際解消後も引き続き暴力を受ける場合）も含みます。

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力・性的暴力等）を指します。

なお、本計画においては、上記に加え、恋人など親密な関係において暴力を受けた者（デートDV）も「配偶者からの暴力を受けた者」に含むこととします。

※本計画中においては、次の表記を用いることとします。

- 支援対象者：上記(1)及び(2)に掲げる者
- 困難な問題を抱える女性：上記(1)に掲げる者
- DV被害者：上記(2)に掲げる者（性別を問わない）

5 県及び市町の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

また、DV防止法においても、地方公共団体は、DVを防止するとともに、DV被害者の保護（DV被害者の自立を支援することを含む。）を図る責務を有します。

(1) 県の役割

- 支援対象者への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本計画を策定することや支援調整会議等を通じて、地域の実情や、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- 支援対象者への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図ります。
- 段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、県内の女性支援及びDV対策の実施状況や実施体制を把握します。
- 支援対象者への支援に関する活動を行う民間団体との協働を通じ、支援対象者がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- 広域的な観点から、市町が実施する支援対象者への支援が円滑に進むよう、市町における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町に対する支援を行うとともに、市町の取組状況を把握します。
- 人材や運営資金の確保が困難な民間団体があることや、民間団体が少ない地域もあることから、民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援や、女性支援やDV対策を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施します。その際、若年女性や中高年女性など、支援が届きにくい人たちを支援につなげることに十分考慮しながら、幅広い年代の支援対象者の支援に取り組む団体が育成されるよう留意します。
- 県は、DV被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設（県配偶者暴力相談支援センター）において、DV防止法施行時よりDV被害者の支援を行ってきた経験を生かし、県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応を行います。

(2) 市町の役割

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- 支援が必要とされる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する当該市町庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- 必要に応じて適切に県や他の市町、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮します。
- 市町内での情報共有及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努めます。

- 基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員の配置や支援調整会議の設置に努めます。
- 支援対象者への支援窓口の周知等に努めるほか、支援対象者への支援に関する活動を行う民間団体と協働しての女性支援を積極的に担うことに努めます。
- 市町の配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むよう努めます。

6 支援に関わる関係機関等

(1) 女性相談支援センター

女性支援法第9条に基づき、都道府県に設置が義務付けられています。

本県では、長崎こども・女性・障害者支援センターがその機能を有しており、次の業務を行います。

- 困難な問題を抱える女性の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- 困難な問題を抱える女性及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- 困難な問題を抱える女性の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- 困難な問題を抱える女性の自立を促進するための就労の支援、住宅の確保、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整
- 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

(2) 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法第3条に基づき、都道府県に設置が義務付けられており、市町は設置に努めることとされており、次の業務を行うこととされています。

本県では、県の長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター、長崎市、南島原市に設置されています。

- DV被害者の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- DV被害者及びその同伴家族の安全確保及び一時保護の勧奨
- DV被害者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- DV被害者の自立を促進するための就労の支援、住宅の確保、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整
- DV被害者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

※県及び市町の配偶者暴力相談支援センターにおいては、相互の役割分担について、必要に応じ連絡調整

(3) 女性相談支援員

女性支援法第11条に基づき、都道府県は女性相談支援員を置くものとし、市町は女性相談支援員を置くよう努めるものとされており、次の業務を行うこととされています。

本県では、県の長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市に女性相談支援員を配置しています。

なお、女性相談支援員を配置していない市町においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行います。

- 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- 必要に応じて、関係機関との連絡調整
- 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携した各種手続に関する支援等

(4) 女性自立支援施設

女性支援法第12条に基づき、都道府県は女性自立支援施設を設置することができるとされています。本県では、1ヶ所設置しており、次の業務を行います。

- 入所を希望する支援対象者の保護
- 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- 自立の促進のための生活支援
- 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援
- 退所者の相談その他の援助

(5) 民間団体等

女性支援法第13条において、県及び市町は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体等と協働して、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行、相談窓口の設置、その他の適切な方法により、支援対象者の発見や相談支援業務を行うものとされています。

民間団体等の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、支援対象者への支援を進める上で重要であり、県及び市町と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら支援を行います。

(6) その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定され、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されます。また、女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。

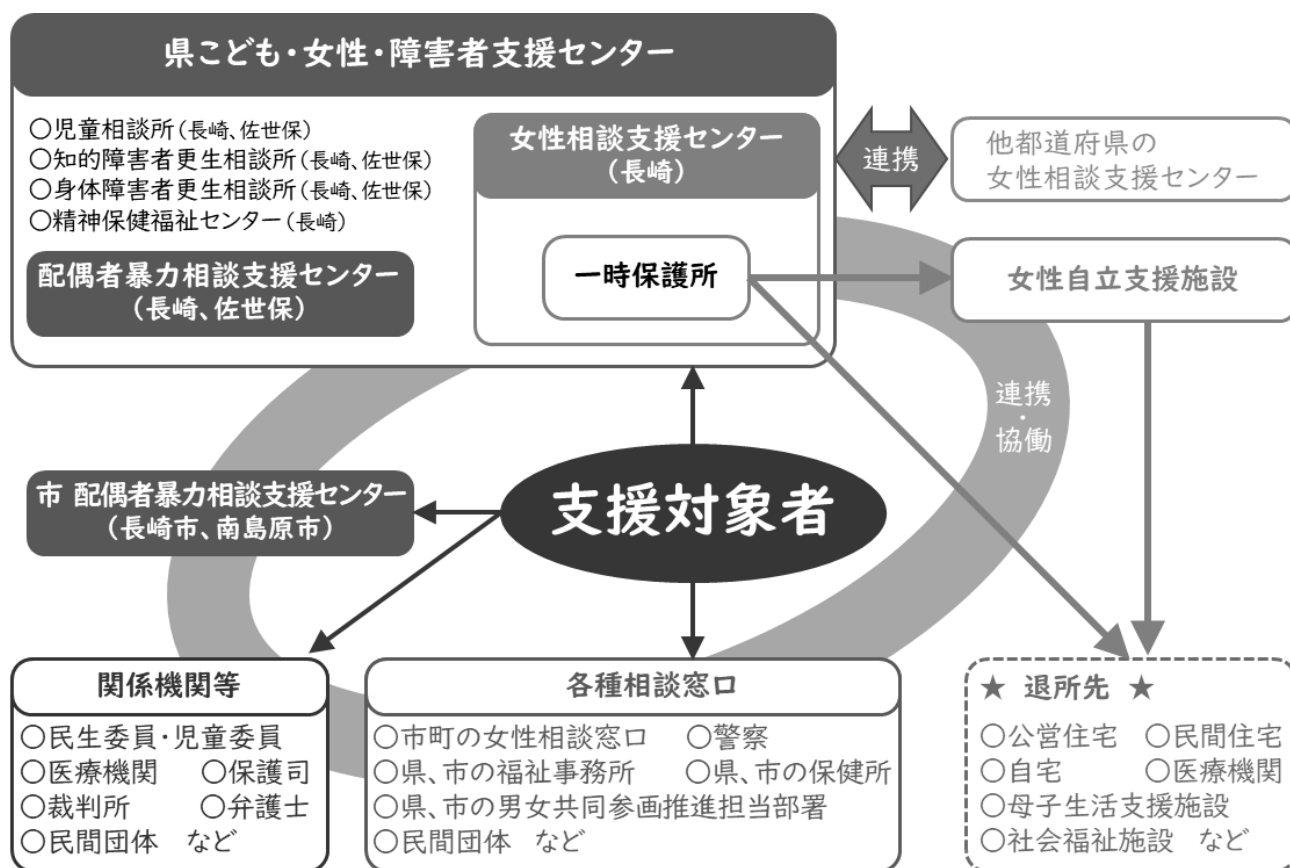
そのため、支援を行う地方公共団体相互間で緊密に連携するとともに、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、

保育所、警察、裁判所等、必要な関係機関の間で十分な連携を図りながら支援を行います。

※本計画における支援機関名は、上記の(1)から(6)のほか、次の表記を用いることとします。

○県相談支援センター：女性相談支援センター及び県配偶者暴力相談支援センター

【県内相談支援体制】



7 計画の推進及び進捗管理

この計画は、市町をはじめとする関係機関や民間団体等と連携・協働しながら推進していきます。

また、進捗状況については、毎年度、「長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策等推進会議」において評価を行います。

第2章 本県における現状と課題

I 現状

(I) 県相談支援センターの相談対応状況

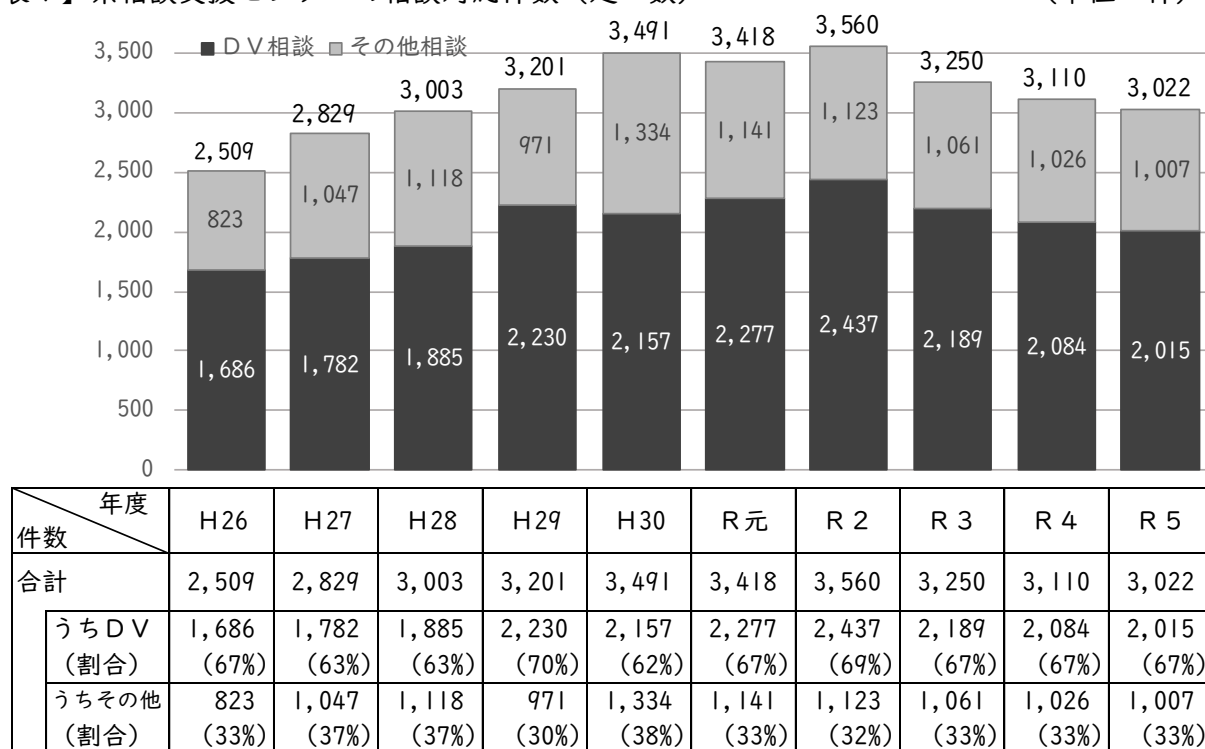
県相談支援センターの相談対応件数は、令和2年度の3,560件をピークに若干の減少傾向にあるものの、令和5年度は3,022件と、高止まりの状況にあります。

また、DVにかかる相談が占める割合は概ね7割で推移しています。

近年、相談件数が高止まりしているのは、DVに対する支援策が充実し、各地域での相談体制が整備されたことなどが考えられます。

【表1】県相談支援センターの相談対応件数（延べ数）

（単位：件）



相談者の居住市町別の件数については、長崎市が5割弱を占めていますが、県外からの相談など、広域で相談があることもDV相談の特徴です。

【表2】令和5年度相談対応件数 相談者の居住市町別内訳

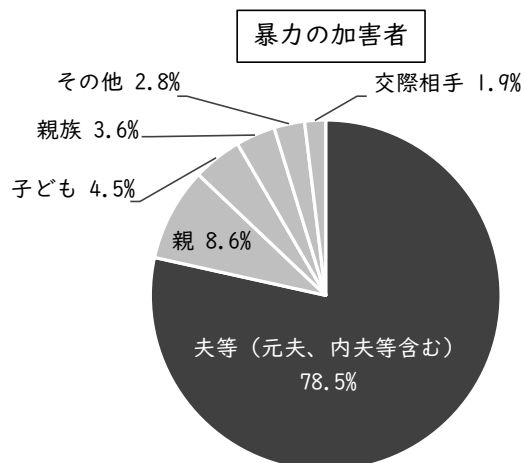
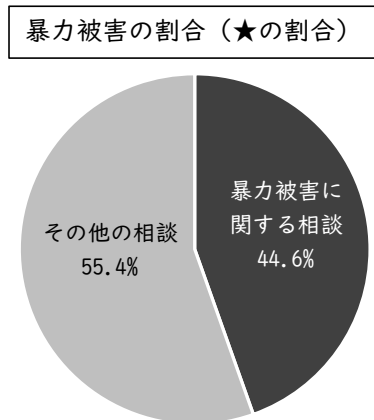
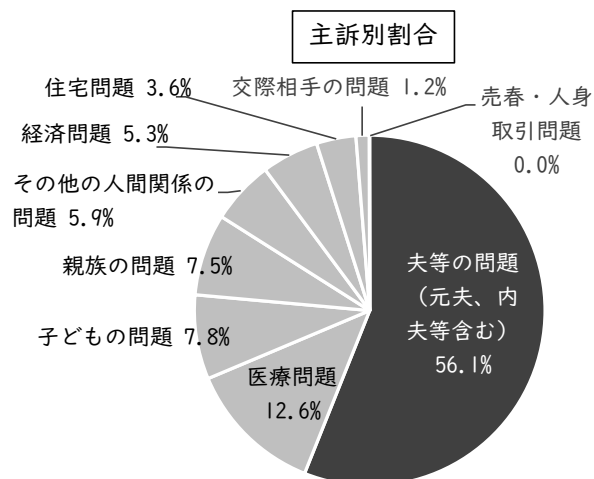
（単位：件）

市町名	件数	市町名	件数	市町名	件数	市町名	件数
長崎市	1,252	松浦市	35	南島原市	30	小値賀町	1
佐世保市	616	対馬市	1	長与町	91	佐々町	80
島原市	87	壱岐市	7	時津町	135	新上五島町	21
諫早市	171	五島市	31	東彼杵町	15	県外	112
大村市	87	西海市	21	川棚町	11	不明	91
平戸市	52	雲仙市	45	波佐見町	30	合計	3,022

主訴別内訳では、相談対応件数の56.1%が夫等（元夫、内夫、同性の交際相手等含む）との各種問題、44.6%が様々な相手からの暴力被害に関するものとなっています。暴力は、78.5%が夫等パートナーからの暴力であり、暴力被害の相談から離婚問題に進むことが多い状況となっています。

【表3】令和5年度相談対応件数 主訴別内訳 (単位: 件)

主訴			件数		
				来所等	電話等
人間関係	夫等	夫等からの暴力 ★	1,057	337	720
		酒乱・薬物中毒	0	0	0
		離婚問題	444	188	256
		その他	193	52	141
	夫等の問題		1,694	577	1,117
	子ども	子どもからの暴力 ★	61	17	44
		養育困難	2	0	2
		その他	172	65	107
	子どもの問題		235	82	153
	親族	親からの暴力 ★	116	30	86
		親族からの暴力 ★	49	13	36
		その他	63	18	45
	親族の問題		228	61	167
	交際相手	交際相手からの暴力 ★	26	10	16
		同性の交際相手からの暴力 ★	0	0	0
		その他	11	2	9
	交際相手の問題		37	12	25
	その他の者からの暴力 ★		38	6	32
	男女問題		16	1	15
	不純異性交遊		0	0	0
	ストーカー被害		13	2	11
	家庭不和		27	4	23
	ヒモ・暴力団関係		0	0	0
	その他		83	10	73
	その他の人間関係の問題		177	23	154
住宅関係	住宅問題		96	33	63
	帰住先なし		14	3	11
	住宅問題		110	36	74
経済関係	生活困窮		50	14	36
	借金・サラ金		14	3	11
	求職		14	3	11
	その他		81	20	61
	経済問題		159	40	119
医療関係	病気		31	4	27
	精神的問題		338	28	310
	妊娠・出産		6	1	5
	その他		6	1	5
	医療問題		381	34	347
売春・人身取引	売春防止法第5条違反		0	0	0
	売春供用		1	0	1
	人身取引		0	0	0
	売春・人身取引問題		1	0	1
合計			3,022	865	2,157



【表4】(参考) 女性相談支援員を配置している市におけるDV相談対応件数 (単位: 件)

年度 市名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
長崎市	128	124	91	103	107	81	83	105	95	107
佐世保市	92	102	98	89	105	122	157	165	164	205
諫早市	23	24	16	23	29	22	35	15	19	29
大村市	9	13	42	33	20	45	73	91	46	43
合計	252	263	247	248	261	270	348	376	324	384

(2) 警察におけるDV相談等の受理状況

警察は、DV被害者等の意向に配慮しながら、事案の危険性・切迫性に応じて、加害者の検挙、指導警告、DV被害者等への援助等の措置を行い、加害行為の防止及びDV被害者等の保護対策の徹底に努めています。令和5年1月から12月のDV事案の受理数は470件で、年々増加傾向にあります。

【表5】警察におけるDV事案の相談等受理件数 (単位：件)

年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
受理件数	303	349	354	371	335	354	426	455	425	470

(3) 「性暴力被害者支援 サポートながさき」及び「長崎県にんしんSOS相談窓口」における相談対応状況

「性暴力被害者支援 サポートながさき」は、平成28年4月に開設され、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアや法律相談、カウンセリングなど、必要な支援を受けることができます。

また、「長崎県にんしんSOS相談窓口」は令和2年6月に開設され、思いがけない妊娠で、産むことに少しでも不安や心配ごとをかかえておられる方へ必要な正しい情報の提供や、適切な支援サービスを紹介しています。

それぞれの窓口における相談対応件数は、年々増加傾向にあります。

【表6】「サポートながさき」及び「にんしんSOS」における相談対応件数 (単位：件)

年度 機関名	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
サポートながさき	305	397	488	347	478	500	501	721
にんしんSOS					171	1,042	1,620	1,887

(4) 一時保護の状況

県は一時保護所を設置し、加えて、民間シェルター※等に一時保護を委託することにより、DV被害者等を一時的に保護する体制を整えています。令和5年度に一時保護した44人の内、DV被害者28人、その他の者からの暴力被害者14人で、全体の95%にあたる42人が何らかの暴力被害者となっています。

【表7】一時保護の状況 ※男性の一時保護実績はなし (単位：人)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
女性	70	55	46	54	49	68	58	51	44	44
うちDV	50	39	31	42	22	44	37	26	28	28
同伴児童	66	40	51	68	43	77	56	27	40	21
うちDV	61	37	41	54	28	67	48	15	29	18

【表8】令和5年度一時保護の状況 女性の年代別内訳 (単位：人)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
2	8	10	5	6	3	10	44

※シェルター：暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設

【表 9】令和 5 年度一時保護の状況 同伴児童の年代別内訳 (単位：人)

乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育終了	18 歳以上	合計
5	3	11	2	0	0	21

(5) 一時保護中の支援

一時保護所入所中は、身柄の安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、福祉施策等に関する情報の提供等により、入所者の自立に向けた支援を行っています。

平成 18 年度からケースワーカーを配置し、自立までの期間の短縮化を図るとともに、平成 21 年度からは N P O と協働して退所後の自立支援にも取り組んでいます。

心理的・医学的なケアを要するケースについては、心理支援員による心理判定、精神科医師による医学診断を実施し、適切な助言指導を行うとともに、必要に応じて長崎こども・女性・障害者支援センターの障害部門との連携を図り、福祉施策や治療につないでいます。

支援対象者と同伴で一時保護されている子どもに対しては、長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターの児童部門と連携を図り、親と子どもへの支援を行っており、平成 17 年度から全国でも先駆的な取り組みとして、長崎県及び長崎市の教育委員会との連携により専任の教員を派遣する訪問教育を実施しています。子どもの教育の機会を保障し、学力の遅れを取り戻すばかりではなく、DV の環境から逃げてきた母親達が、子どもを巻き添えにしたという罪悪感から解放されるなどの効果ももたらしめています。平成 22 年度には、子どもたちがのびのびと運動できるよう、屋内運動施設を整備しました。

【表 10】令和 5 年度一時保護後の対応状況 (単位：人)

	女性自立支援施設へ	自立	帰宅	実家・親戚宅へ	友人・知人宅へ	ステッ プ利用 できる ハウス等	他県 の女性 相談 センターへ	病院へ入院	福祉事務所		無断退所	その他	合計	次年度へ繰越
									施設 生活 支援 所へ	他の 社会 福祉 施設 へ				
DV を主訴とする者	0	3	5	9	1	4	0	2	4	0	0	0	28	0
その他支援対象者	1	2	4	3	0	1	0	0	0	4	0	1	16	0
合 計	1	5	9	12	1	5	0	2	4	4	0	1	44	0

(6) 保護命令申立ての状況

DV 被害者から、今後の安心で安全な生活を確保するために保護命令※を申立てたいという希望があった場合、県配偶者暴力相談支援センターでは迅速に申立てが行えるよう、申立書の作成を支援しています。

また、各地域で申立てのための支援が実施できるよう、支援者向けに勉強会を開催しています。

※保護命令：DV 防止法に基づき、地方裁判所が DV 被害者の申立てにより、相手方配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度

【表11】保護命令申立て書面の作成支援件数 (単位：件)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
31	43	25	22	17

DV被害者から地方裁判所への保護命令申立書面の提出件数は、年々減少傾向にあります。引き続き制度に関する情報提供や申立手続きに係る助言・指導等の支援を行います。

【表12】保護命令申立書面提出件数（県配偶者暴力相談支援センター取扱分） (単位：件)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
3	2	1	1	3

【表13】保護命令申立書面提出件数（県警取扱分） (単位：件)

R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
37	25	34	24	19

(7) 総合的なDV被害者等支援（長崎モデル）の取組

総合的な相談機関である県こども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者等の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、民間団体等との協働による本県独自のDV被害者等の立場に立ったきめ細やかな支援、中学生・高校生へのDV予防教育を総合的に実施しています。

① ステップハウス運営事業

主にシェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れないDV被害者等が、心のケアや自立の準備をするための施設（ステップハウス）を設置し、生活等の支援や精神的なケア等により心身の健康回復を促し、地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援しています。

- 入居者に応じた自立支援計画の策定と計画に沿った相談支援
- 各種制度等の情報提供、関係機関との調整・連携
- 役所、裁判所及び病院等への同行支援
- 同伴児童への相談助言・学習支援
- 心理ケアプログラム、カウンセリング等の実施
- 就労支援、その他入居者の自立のために必要な支援

② DV被害者等自立支援事業

県相談支援センターが支援の必要性を認め、かつDV被害者等が支援を希望する場合において、相談支援員を派遣し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を中長期的に実施することで、自立をサポートしています。また、支援者向けの研修を実施し、相談支援業務の対応力・専門性向上を図っています。

- 家庭訪問等による生活支援・助言、児童の養育にかかる相談助言
- 各種制度等の情報提供、関係機関等との連絡調整
- 役所、裁判所及び病院等への同行支援
- 児童への相談助言・学習支援、託児サービス
- 心理ケアプログラム等の実施、その他必要と認められる支援
- 支援者向け研修会の開催

③ DV予防教育実施事業

DV防止対策のためには、特に早期の教育啓発が欠かせないものであるため、中学生・高校生を対象に、親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうための教育を行っています。

2 課題

(1) 社会意識の醸成と相談や支援につながない支援対象者の早期発見

- 支援対象者を早期に把握し、状況を深刻化させないためにも、相談できずにいる支援対象者や、当事者から相談を受ける可能性の高い身近な存在の人々に対する支援制度の周知や意識啓発を行う必要があります。
- DVには、身体に対する暴力のみならず、いわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意しながら、DVに関する正しい理解と協力が得られるよう啓発を行う必要があります。
- 支援が必要であるにも関わらず、支援対象者が気付いていない場合や、気付いていても行政機関に相談することをためらう場合もあることから、民間団体等と協働した支援対象者の早期発見への取組を進めることが必要です。
- 相談のきっかけ作りとして、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話せる場の確保が求められています。
- DVの再発を防止するためには、DV被害者を保護するだけでなく、加害者への教育、カウンセリング等の加害者対策が課題になっています。DV被害者からの相談体制は整備が進んできていますが、加害者に対する啓発や教育、相談等の対応は進んでいません。国の動向を踏まえながら加害者対策の実施に向けて取組む必要があります。

(2) 支援対象者の保護・支援体制と自立に向けた支援の充実

- 支援対象者の意向を細かく把握し、ニーズに応じた保護及び自立支援が行えるよう、支援対象者へ施設利用の注意点など、個別に丁寧な説明を行うことともに、柔軟な運用の検討を進める必要があります。
- 支援対象者の中には、身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている方や、生きづらさを抱えている方もいます。支援対象者の状況に応じて、医療機関等の専門機関と連携し、心身回復のための医学的又は心理学的な援助を行い、生活の中で被害回復に寄り添い続ける支援が必要です。
- 支援対象者が安心して生活するための制度の活用については、支援対象者の居場所が加害者に知られることのないよう配慮の上、関係機関が連携協力しながら支援を行うことが必要です。
- 支援対象者の安全確保の面から、手続きが迅速かつ円滑に進むよう、市町の各種相談・手続き窓口について、支援対象者に関わる情報の管理に細心の注意を払うとともに、ワンストップ化を推進する必要があります。

- 加害者から離れて生活するため、今までの居住地とは異なる場所で新たな生活を始める支援対象者も多いことから、生活の基盤となる住宅の確保や転居費用の支援についても検討が必要です。
- 支援対象者は自立を考えるとときに、経済的な問題を抱えている場合が多く、就労を希望しても、就職の経験がなかったり、長期間働いていなかったりなど、さまざまな困難を抱えているため、支援対象者の置かれている状況に配慮した就労支援が必要です。
- 支援対象者の子ども自身が直接被害を受けていなかったとしても、家庭環境が子どもに大きな影響を与えることが指摘されています。支援対象者と同じく身体的にも精神的にも不調を抱えながら生活を続けてきた子どもに対しても適切な支援が必要です。
- 令和8年5月までに導入される見込みである離婚後の共同親権により生じるおそれのある親権者間での合意に至らない場合の意思決定の問題などに対して、児童相談所や家庭裁判所、弁護士など関係機関の連携を一層強化し、適切に対処していく必要があります。

(3) 関係機関及び民間団体等との連携体制

- 困難な問題を抱える女性の課題は、多様化、複合化、複雑化しており、一機関だけではすべての支援を行うには限界があります。関係機関や民間団体等と連携しながら、多段階、多層的に中長期的な支援を提供していく必要があります。
- 県内における、民間団体等による困難な問題を抱える女性への支援活動の状況把握が十分でないことから、民間団体等の活動状況の把握を行うとともに、関係機関及び民間団体等のネットワークを構築し、支援体制を強化していく必要があります。

<民間団体等からの主な声> ※令和6年5月から8月にかけて県内の11団体から意見聴取

- ・ 女性の問題だけでなく、家族全体で支えてあげないといけない。
- ・ 家庭環境など支援対象者の周囲の問題から解決していかないと、根本的な解決にならない。
- ・ 家を出たら生きていけないと思い込んでいる方へ、そうではないことを知ってもらいたい。
- ・ 中高生は性に関しての相談先が分からずひとりで抱え込む傾向にある。
- ・ 障害特性が理解されず男性から虐げられるケースもある。
- ・ 日頃から安心して過ごせる居場所が必要。
- ・ 若年女性は居場所がなく性的搾取による被害を受けやすい。
- ・ 未成年が行政の窓口で相談するのはハードルが高い。
- ・ 即効性のある支援が必要。
- ・ 緊急でなくても、いかに関係機関と連携し情報共有するかが重要。
- ・ 女性の生きづらさの問題を全て1つの民間団体で解決することは難しい。
- ・ 関係機関と連携しながら受け皿をたくさん準備したい。
- ・ 研修の充実により、県内で統一した相談支援を受けられるようにしてほしい。

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

困難な問題を抱える女性及びDV被害者が安心して自立した生活ができる社会の実現を目指します。

2 基本的な考え方

支援対象者への支援の推進に当たっては、支援対象者の人権を尊重した適切な対応や県民の正しい理解を促進するとともに、以下の「基本的な考え方」により、関係機関が緊密に連携して施策を実施します。

- (1) 支援対象者の人権と意思は尊重されなければならない。
- (2) 支援対象者の適切な保護・自立支援は地方公共団体（県、市町）の責務である。
- (3) DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害である。

3 基本目標

支援対象者への支援を推進するために、次の項目を基本目標に掲げ、必要な施策を総合的に推進します。

- (1) 早期に相談につながるための環境づくりの推進
- (2) 相談から自立まで切れ目のない支援の充実
- (3) 関係機関のネットワーク構築と支援調整機能の強化

4 成果指標

計画の実効性を高めるため、6年間の計画期間中に達成すべき数値目標等を成果指標として設定し、定期的に進捗状況を検証・評価します。

指標	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
困難な問題を抱える女性への支援やDV予防対策に関する県民認知度	—	R7に調査を実施して設定
女性支援法に基づく支援調整会議の機能を有する会議体を設置している市町数	0市町	全(21)市町
県内の女性支援を行う民間団体の活性化・拡大	—	R7に実態を調査し、地域の実情も踏まえながら育成・拡大に努める

5 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	取組項目
困難な問題を抱える女性及びDV被害者が安心して自立した生活ができる社会の実現	Ⅰ 早期に相談につながるための環境づくりの推進	1 人権の尊重と暴力を許さない県民意識の醸成	(1) 人権の尊重や擁護、男女共同参画、DVにかかる意識啓発
			(2) DV防止等のための教育啓発
			(3) 加害者更生等の調査研究
		2 早期に相談できる環境づくり	(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実
			(2) 関係機関や民間団体等と連携した早期の把握
	Ⅱ 相談から自立まで切れ目のない支援の充実	3 支援対象者の意思が尊重され、安心して支援が受けられる相談支援体制の整備	(1) 県相談支援センターの機能強化
			(2) 市町の相談支援体制整備の支援
			(3) 警察における相談支援体制の充実
			(4) 障害のある人、高齢者、性的少数者、外国人など多種多様な支援対象者への配慮
		4 緊急かつ安全な保護体制の整備	(1) 通報に係る体制の整備
			(2) 一時保護体制の充実
			(3) 保護命令に対する適切な対応
		5 被害防止・回復のための支援	(1) 医療機関等の専門機関への相談・連携、心理的ケアの実施
			(2) 支援制度の情報提供とワンストップ化の推進
		6 生活回復のための支援	(1) 住宅の確保に向けた支援
			(2) 経済的自立に向けた支援
		7 同伴する子どもへの支援	(1) 同伴する子どもへの適切な支援
		8 自立に向けた支援及び自立後のフォローアップの推進	(1) 支援対象者に寄り添った自立支援とアフターケアの充実
	Ⅲ 関係機関のネットワーク構築と支援調整機能の強化	9 支援の中核機関の機能強化	(1) 支援ネットワークの構築
			(2) 職員及び関係者の資質の向上
		10 民間団体等との連携体制の充実	(1) 民間団体等との連携・協働の推進

第4章 施策の展開

I 人権の尊重と暴力を許さない県民意識の醸成

(1) 人権の尊重や擁護、男女共同参画、DVにかかる意識啓発

女性が、女性であることにより直面する様々な問題の背景となっている、社会的・文化的に形成された固定的性別役割分担意識を解消するために、男女共同参画社会づくりを推進し、DV等の暴力の根絶に向けた社会的意識の醸成を図ります。

- ①県・市町における広報誌やホームページ、テレビ・ラジオ、リーフレット、SNS等あらゆる媒体を活用した広報・啓発

(こども家庭課、男女参画・女性活躍推進室、人権・同和対策課)

(2) DV防止等のための教育啓発

教育委員会及び民間団体等との連携により、中学校・高等学校・大学等におけるDV防止の内容を含めた人権教育を推進するとともに、養護教諭など全教職員やPTA等関係者への啓発・研修を行います。特に中学校・高等学校等において、生徒が在学中にDV予防教育を受講できるよう努めます。

また、DVに関する正しい理解とその防止のために、事業所における人権教育等の充実や県内各地で行われている催しや研修等あらゆる機会をとらえ啓発を推進します。

さらに、性暴力・性被害に関して民間団体や関係機関と連携しながら、心と体の健康教育等に取り組みます。

- ①教育委員会及び民間団体等との連携におけるDV予防教育の実施

(こども家庭課、義務教育課、高校教育課)

- ②大学や事業所等が開催するDVに関する正しい理解とその防止のための講演会や研修への講師派遣

(こども家庭課、県相談支援センター)

- ③児童相談所が関与する児童への心と体の健康教育をはじめとした教育啓発

(こども家庭課、県相談支援センター)

(3) 加害者更生等の調査研究

加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を行い、市町等の関係機関との情報共有を図ります。

また、更生の意思を持つ加害者のニーズを把握し、加害者に対する相談体制や対応の手法について民間団体等の協力を得ながら引き続き研究を行います。

- ①加害者更生プログラム研究等の情報収集や市町等の関係機関との情報共有

(こども家庭課)

- ②民間団体等と連携した加害者更生のための対応の手法の研究

(こども家庭課)

2 早期に相談できる環境づくり

(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実

女性が女性であることにより遭遇しやすい、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や予期せぬ妊娠等の女性特有の問題、DV被害等について、女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、支援対象者が気軽に相談できる多様な相談支援を実施します。

- ① 広報誌、テレビ・ラジオ、ホームページ、リーフレット、SNS等あらゆる媒体を活用した相談窓口の周知

(こども家庭課、男女参画・女性活躍推進室、人権・同和対策課、交通・地域安全課)

- ② 来所や電話、SNS等による多様な相談の実施

(県相談支援センター、男女参画・女性活躍推進室、人権・同和対策課、交通・地域安全課、児童生徒支援課)

(2) 関係機関や民間団体等と連携した早期の把握

地域の関係機関(保健センター・医療機関・児童家庭支援センター・学校・保育所・民生委員・児童委員・警察等)や民間団体等との連携を強化し、アウトリーチによる早期把握を通じた適切な支援に努めます。

また、相談や支援のきっかけ作りとして、支援対象者が気軽に立ち寄り、支援者や他の支援対象者との交流ができるような居場所の提供の促進を図ります。

- ① 早期把握に向けた関係機関や民間団体等との連携強化(こども家庭課、県相談支援センター)

- ② 民間団体等と連携した気軽に立ち寄れる居場所の提供(こども家庭課、県相談支援センター)

3 支援対象者の意思が尊重され、安心して支援が受けられる相談支援体制の整備

(1) 県相談支援センターの機能強化

支援の中核機関である県相談支援センターの専門性向上や、警察や市町等関係機関との連携による専門的・広域的な対応など、県相談支援センターの機能強化を図ります。

- ① 県相談支援センター職員の専門的スキルの向上にかかる研修の実施

(こども家庭課、県相談支援センター)

- ② 警察や市町及び児童相談所等の関係機関との連携強化

(こども家庭課、県相談支援センター)

(2) 市町の相談支援体制整備の支援

支援対象者にとって最も身近な支援機関である市町における基本計画の策定、個別ケースの定期的な状況確認や支援対象者の立場に寄り添った支援方針の作成等を行う支援調整会議の設置、配偶者暴力相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置に

対する支援を行うとともに、市町職員への研修や相談業務にかかるアドバイス等の支援を行います。

①市町における基本計画策定、支援調整会議及び配偶者暴力相談支援センター設置並びに女性相談支援員配置への支援 (こども家庭課、県相談支援センター)

②市町の相談支援業務に対する県福祉事務所及び県保健所による相談・助言等 (こども家庭課、県相談支援センター)

(3) 警察における相談支援体制の充実

支援対象者については、110 番通報や被害届の受理等各種警察活動の過程でも認知するため、警察職員が関係法令や相談対応要領等を理解し、支援対象者の立場に立った適切な対応ができる相談支援体制の充実を図ります。また、支援対象者の置かれている状況に応じて、刑事手続きや保護命令制度等の支援対象者が要望すれば活用し得る制度の情報を提供し、各制度の要件や効果等を分かりやすく教示することで、支援対象者の意思決定を支援します。

①警察職員への研修等による相談支援体制の充実 (人身安全・少年課、各警察署)

②支援対象者への刑事手続、保護命令制度等に関する情報提供及び意思決定支援 (人身安全・少年課、各警察署)

(4) 障害のある人、高齢者、性的少数者、外国人など多種多様な支援対象者への配慮

障害のある人や高齢者、性的少数者※、外国人などの多種多様な支援対象者について、その特性や置かれている状況に配慮し、市町や関係機関と十分連携しながら、情報提供や各種福祉制度・施策の活用などの支援に努めます。

また、DVに悩む男性からの相談にも対応します。

①市町及び関係機関との連携による支援対象者の特性や置かれている状況に配慮した支援 (こども家庭課、県相談支援センター、人権・同和対策課)

②通訳の確保や多言語による情報の提供 (こども家庭課、県相談支援センター)

③悩みを抱える男性が気軽に相談できる窓口の設置 (男女参画・女性活躍推進室)

4 緊急かつ安全な保護体制の整備

(1) 通報に係る体制の整備

医師・医療関係者や教職員、民生委員・児童委員、介護従事者等が、その業務を行っている際に支援対象者を発見した場合は、支援対象者の意思を尊重しながら、県相談支援センターや市町、警察への通報や、相談窓口等の情報提供を行ってもらうよう協力を求めています。

※性的少数者：性自認の性別と生まれ持った体の性別が一致しない人や同性愛者、両性愛者などの人

県相談支援センターは、通報を受けた場合、必要に応じて、支援対象者への説明・助言、一時保護の勧奨、警察への通報等の適切な対応を行います。

警察は、暴力の制止にあたるとともに、支援対象者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への口頭指導など加害行為を防止するための措置を講じます。

なお、通報等の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童相談所との連携を図り迅速な対応を行います。

①医師・医療関係者や教職員、民生委員・児童委員、介護従事者等に対する通報の協力依頼

(福祉保健課、こども家庭課、県相談支援センター、義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課)

②県相談支援センター及び警察における通報に対する適切な対応

(県相談支援センター、各警察署)

(2) 一時保護体制の充実

緊急時における安全の確保は、身近な市町で行われることが望ましいとされており、市町と連携して実施方法を検討していきます。また、一時保護所までの同行支援や移送支援について、必要に応じて警察や市町の協力のもと実施します。

一時保護について、地域の社会福祉施設等に協力を依頼し、委託先を拡充していくほか、一時保護所の入所者が健康で安心して生活することができるよう、生活環境の整備を行います。

さらに、一時保護所を退所した後、安定して自立した生活が営めるよう、必要に応じて女性自立支援施設への入所の措置を講じ、自ら設定した自立支援計画に基づき心身の健康の回復や社会適応力の向上のための支援を行います。

①緊急時の安全の確保と一時保護所への同行・移送支援

(各警察署、女性相談支援センター)

②社会福祉施設等の一時保護委託先の拡充

(こども家庭課、女性相談支援センター)

③女性自立支援施設や一時保護所における生活環境の整備

(こども家庭課、女性相談支援センター)

(3) 保護命令に対する適切な対応

保護命令制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡等を行うとともに、保護命令申立て等の際の支援対象者の安全確保について警察と連携を図り支援を行います。

警察においては、保護命令が発令された場合は、速やかに支援対象者と連絡を取り、危害防止のための留意事項や緊急時の迅速な通報等について教示します。一方、加害者に対しては、保護命令違反が罪にあたることを認識させるとともに、保護命令を遵守するよう指導を行い、保護命令に違反する行為を行った場合は、捜査の上、検挙します。

保護命令は期間が限定されているため、期間内に支援対象者が安心安全に自立した生活を送れるよう関係機関と連携しながら支援していきます。

①保護命令制度の周知と申立てへの的確な助言 (県相談支援センター)

②保護命令が発令された場合の支援対象者及び加害者への適切な対応
(県相談支援センター、各警察署)

5 被害防止・回復のための支援

(1) 医療機関等の専門機関への相談・連携、心理的ケアの実施

女性相談支援センターにおいて、精神科医による医学相談及び医学的判定等を実施します。

また、民間団体等との連携により、同じ悩みを持つ仲間とのコミュニケーションの場を確保する等、自立後のアフターフォローを推進します。

①精神科医による医学相談等の実施 (こども家庭課、女性相談支援センター)

②支援対象者に対するケアプログラムの推進 (こども家庭課、女性相談支援センター)

③性被害を受けるリスクが高い要保護児童等への心と体の健康教育の実施【再掲】
(こども家庭課)

(2) 支援制度の情報提供とワンストップ化の推進

医療保険、国民年金、子どもの通学の手続き等の市町における各種手続きについて、支援対象者の安全確保の面から迅速かつ円滑に行われるよう、共通の相談シート等の活用により、手続きのワンストップ化が図られるよう市町に対し働きかけを行います。

また、支援対象者の保護の観点から、住民基本台帳の閲覧に制限をかける措置が講じられることについて市町へ情報提供を行うとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限の対象となっている支援対象者について、市町の関係部局が厳重に情報を管理するよう働きかけます。

①市町窓口のワンストップ化による円滑な手続きの推進
(こども家庭課、県相談支援センター)

②支援対象者に係る情報の保護 (県相談支援センター)

6 生活回復のための支援

(1) 住宅の確保に向けた支援

一時保護終了後、さらに一定期間の生活支援、精神的ケアが必要な支援対象者については、女性自立支援施設や母子生活支援施設※への入所措置やステップハウス等の支援

※母子生活支援施設：母子家庭の自立の促進のためにその生活を支援する施設（本県内では長崎市が設置）

付き居住施設の活用により、心身の健康の回復や生活基盤の安定と自立に向けた支援を行います。

また、支援対象者の住宅の確保が必要な場合、県営住宅や市町公営住宅への優先入居等の働きかけを行います。

- ①女性自立支援施設等における生活支援及び精神的ケア (県相談支援センター)
- ②ステップハウスにおける行政手続き等の同行支援及び生活支援 (県相談支援センター)
- ③民間団体等と連携した支援付き居住施設の充実 (こども家庭課、県相談支援センター)
- ④県営住宅への優先入居の働きかけ (こども家庭課、県相談支援センター、住宅課、管財課)
- ⑤市町公営住宅の目的外使用への働きかけ (こども家庭課、県相談支援センター)

(2) 経済的自立に向けた支援

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター※及び民間団体等と連携を図り、きめ細かな相談支援及び就職後のフォロー等を行うほか、ハローワークの職員が女性相談支援センターへ週2回駐在する長崎労働局との一体的事業の活用により、ハローワークの職員による求人情報や職業訓練等の情報の提供、キャリアガイダンス、各種手続き、研修等専門的な支援を行います。

また、福祉事務所等との連携を強化し、生活保護制度や各種手当関係など利用できる制度の情報を提供するなど、個々の状況に応じて安心して生活できるように支援を行います。

- ①ハローワーク等関係機関や民間団体等との連携による就業支援 (こども家庭課、県相談支援センター)
- ②福祉制度等を活用した支援 (県相談支援センター)

7 同伴する子どもへの支援

(1) 同伴する子どもへの適切な支援

一時保護された支援対象者に同伴する子どもやDV家庭等に育った子どもの心のケアを行うため、児童相談所や医療機関、民間団体等との連携による相談支援、心理回復のプログラムを実施するとともに、教育機関と連携して、スクールカウンセラーによるカウンセリングなどの活用を推進します。

また、県教育委員会との連携により、一時保護所等への訪問教育を継続し、子どもへの学校復帰への不安感の軽減を図るとともに、転居先を秘匿にしないといけないうような子どもについては、学校等において子どもの安全のため、適切な対応が行われるよう、教育委員会等と連携し、必要に応じて学校等に対して助言を行います。

※長崎県ひとり親家庭等自立促進センター：ひとり親家庭の父、母及び寡婦の就業・自立を促進する施設

①子どもへの心理療法やケアプログラム、カウンセリング等の実施

(こども家庭課、女性相談支援センター)

②教育委員会等との連携による学校復帰への支援

(女性相談支援センター)

8 自立に向けた支援及び自立後のフォローアップの推進

(1) 支援対象者に寄り添った自立支援とアフターケアの充実

県相談支援センターと民間団体等は、個別ケースの支援方針の協議や情報共有を定期的に行いながら、面接や家庭訪問による相談支援、家事・育児支援、行政手続き等の同行支援を行い、支援対象者の自立を促進するとともに、地域移行後に再び困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう連携を図ります。

①県相談支援センターと民間団体等によるケース検討会の実施 (県相談支援センター)

②個々の状況に応じたきめ細かな自立支援 (県相談支援センター)

③地域移行後の切れ目のない支援の実施 (県相談支援センター)

9 支援の中核機関の機能強化

(1) 支援ネットワークの構築

本県の総合的な女性支援やDV対策の施策の推進を図るため、福祉、男女共同参画等の県関係部局をはじめ、警察、裁判所、法務局等の関係機関や民間の有識者等で構成する「長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策等推進会議」において、計画の進行管理や効果的な施策の実施についての協議や情報共有等を行います。

また、県南・県北の2ブロック会議を設け、市町・警察等関係機関・民間団体等のネットワークを強化するほか、市町における支援調整会議（実務者会議、個別ケース検討会議）の設置を促進し、支援対象者の自立に向けた切れ目のない支援とDV予防対策を推進します。

なお、関係機関の職員が共通認識を持って、相互に緊密な連携をとりながら、支援対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、相談への対応方法、通報に関するガイドライン、関係機関への的確な引継方法等を取りまとめた被害者支援マニュアル（平成24年2月作成（平成25年2月改訂））、DV被害者支援マニュアル2024（令和6年3月作成）を活用するとともに、今後も必要な見直しを行っていきます。

①長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策等推進会議（支援調整会議（代表者会議））による協議及び情報共有 (こども家庭課、県相談支援センター)

②県南・県北ブロック会議による支援対象者の自立に向けた支援ネットワークの強化 (こども家庭課、県相談支援センター)

③市町における支援調整会議（実務者会議、個別ケース検討会議）の設置促進 (こども家庭課、県相談支援センター)

④DV被害者支援マニュアル等の活用 (こども家庭課、県相談支援センター)

(2) 職員及び関係者の資質の向上

女性相談支援員には、複雑多様化する相談に適切に対応するための高い専門性が求められているため、効果的な専門研修の実施や民間団体の研修会及び全国女性相談支援員研究協議会等の活用により資質の向上を図ります。

また、県相談支援センター職員・県及び市町・警察等の関係機関の職員に対し、多様化するニーズ等に対応するため、事例研究等を取り入れた研修を行い、資質の向上を図ります。

さらに、支援対象者を発見しやすい立場にある医療関係者や人権擁護委員、裁判所調停委員、民生委員・児童委員等についても、正しい知識等、支援が必要な方への理解が深まるよう、関係機関・団体と協力して研修機会の確保に努めます。

①女性相談支援員の資質の向上 (こども家庭課、県相談支援センター)

②市町や警察等の関係機関職員との情報共有や研修の実施 (こども家庭課、県相談支援センター)

③支援対象者を発見しやすい立場にある関係者への研修の充実 (こども家庭課、県相談支援センター)

10 民間団体等との連携体制の充実

(1) 民間団体等との連携・協働の推進

各地域において、女性支援やDV防止・相談に関わる活動を行っている民間団体等と情報共有や意見交換を行いながら、支援対象者の自立に向けた支援、啓発、研修を協働で行うほか、学識経験者や女性支援団体等による講演の開催等により女性支援団体の掘り起こしや民間団体等のネットワーク形成を促進します。

また、県内外の民間団体等が運営するシェルターやステップハウス等の情報収集に努め、一時保護委託や連携等による支援対象者への緊急的・弾力的な対応や安全の確保が図られるよう、一時保護委託先の拡充等体制整備に向けての働きかけを行います。

①女性支援やDV対策の活動を行う民間団体等との連携強化 (こども家庭課、県相談支援センター)

②民間団体等の掘り起こしとネットワーク形成の促進 (こども家庭課、県相談支援センター)

③民間シェルター等一時保護委託先の拡充等体制整備に向けての働きかけ (こども家庭課、県相談支援センター)